

湖北納税ニュース

発行所
公益社団法人 長浜納税協会
湖北納税貯蓄組合連合会
編集人 高橋 政之

着任のびあいさつ

長浜税務署長 笹尾 茂美



暑さ厳しい折、公益社団法人長浜納税協会並びに湖北納税貯蓄組合連合会の皆様方には、ますます御健勝で御活躍のこととお慶び申し上げます。

皆様方には平素から税務行政につきまして、深い御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。私は、本年七月の人事異動により、奈良税務署特別国税調査官から過日着任いたしました笹尾でございます。

歴史と伝統の長浜の地で勤務をさせていただく機会を得ましたことは、大変光栄でありますとともに、税務署長という責任の重さに改めて身の引き締まる思いをいたしております。

さて、最近の税務行政を取り巻く環境は、経済取引の国際化、ICT化の進展等、大きく変化しております。そうした中で、私どもといたしましては、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という使命を果たしていくため、納税者サービスの充実や事務手続の簡素・合理化を一層推進するという面で、e-Taxや確定申告書作成コーナー及びダイレクト納

付等、ICTを活用した利便性の高い申告・納税手段の一層の普及拡大に努めてまいりたいと思っております。

また、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）に関しましては、昨年一月から届出書等へのマイナンバー及び法人番号の記載、確認が開始され、本年一月からは申告書等への番号記載が本格化されたことにより、一層の定着が重要となっております。

更に、平成三一年一〇月の消費税率の引上げと同時に、消費税の軽減税率制度が実施されることとなっており、各種説明会等を通じて幅広く周知していきたいと考えております。

しかしながら、これらのことは、私どもの力だけでは到底なし得るものではなく、皆様方のお力添えがあつてはじめて実現できるものでございます。

幸いにして当署管内には、永年にわたる輝かしい業績と歴史を有しておられる公益社団法人長浜納税協会並びに湖北納税貯蓄組合連合会の皆様方がおられ、日頃より税知識の普及、納税道義の高揚を目的とした地域社会に対する「税」の啓発活動を実践していただいているところであり、私どもにとりましては誠に心強く、深く敬意を表する次第であります。

今後とも、より一層の御理解とお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びにあたり、両会並びに会員の皆様方のますますの御繁栄と御健勝を心から祈念いたします。私の着任のあいさつとさせていただきます。

税理士による税のよろず相談

ご相談には、事前に電話予約が必要です。

税のよろず相談の日程（申告書の作成は行いません。）

平成29年 9月 20日（水）	13時30分～16時
平成29年 10月 20日（金）	13時30分～16時
平成29年 11月 24日（金）	13時30分～16時
平成29年 12月 20日（水）	13時30分～16時
平成30年 1月 23日（火）	13時30分～16時


◎青色申告会計ソフトをご利用されませんか。詳しくは納税協会まで。お気軽にお電話ください。

【開催場所】長浜納税協会（長浜商工会議所内 1階第1会議室）長浜市高田町10-1
【お問い合わせ先】公益社団法人 長浜納税協会 ☎ 0749-63-5150

長浜税務署からのお知らせ


申告書や申請書等にはマイナンバーの記載が必要です！

申告手続などには



マイナンバーの記載

+



本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です

長 浜 税 務 署 幹 部 職 員 異 動 状 況

◎ 税務署幹部の紹介

(平成29年7月10日現在)

職 名	平成29年度		平成28年度
	氏 名	旧 任 署 等	氏 名
署 長	笹 尾 茂 美	奈 良 特 別 国 税 調 査 官 (総 合)	竹 林 宗 成
総 務 課 長	日 浦 ひ ろ み	大 阪 国 税 局 徴 収 部 徴 収 課 実 務 指 導 専 門 官	日 浦 勝 広
管 理 運 営 統 括 官	西 村 晃 一	留 任	-
管 理 運 営 ・ 徴 収 統 括 官	山 本 ひ ろ み	吹 田 管 理 運 営 第 2 部 門 統 括 官	中 島 哲 也
個 人 課 税 1 統 括 官	松 澤 徹	留 任	-
個 人 課 税 2 統 括 官	仁 紙 英 貴	上 京 個 人 課 税 部 門 連 絡 調 整 官	橋 本 安 明
法 人 課 税 1 統 括 官	斯 波 勝 之	大 阪 国 税 局 徴 収 部 特 別 整 理 第 1 部 門 主 査	岡 田 克 司
法 人 課 税 2 統 括 官	宮 武 良 次	留 任	-

長 浜 税 務 署 職 員 一 覧 表

◎ 職員一覧表

署 長 笹 尾 茂 美 (奈 良)		
<p>◎総務課</p> <p>課 長 日 浦 ひ ろ み (局 ・ 徴 収)</p> <p>係 長 福 井 啓 史 (局 ・ 課 一)</p> <p>主 任 佐 々 木 力</p> <p style="padding-left: 20px;">柏 井 直 也 (長 浜 ・ 個 人)</p> <p>運 転 手 澤 村 慎 吾</p>	<p>◎個人課税1部門</p> <p>統 括 官 松 澤 徹</p> <p>総 括 上 席 小 野 貫 男</p> <p>上 席 宇 野 滋</p> <p style="padding-left: 20px;">〃 田 中 勇 紀</p> <p>調 査 官 中 川 紗 織</p>	<p>◎法人課税1部門</p> <p>統 括 官 斯 波 勝 之 (局 ・ 徴 収)</p> <p>総 括 上 席 滝 澤 和 也 (葛 城)</p> <p>上 席 大 谷 純 子 (近 江 八 幡)</p> <p style="padding-left: 20px;">〃 牛 垣 浩 司</p> <p>調 査 官 山 本 景 以</p>
<p>◎管理運営部門</p> <p>統 括 官 西 村 晃 一</p> <p>上 席 清 水 智 成</p> <p>徴 収 官 伊 吹 健 太 (大 津)</p> <p style="padding-left: 20px;">村 田 暁</p>	<p>◎個人課税2部門</p> <p>統 括 官 仁 紙 英 貴 (上 京)</p> <p>上 席 八 木 孝 明</p> <p style="padding-left: 20px;">〃 楠 瀬 裕 之</p> <p>調 査 官 中 野 慎 也 (右 京)</p> <p style="padding-left: 20px;">佐 藤 由 樹 (東 住 吉)</p> <p style="padding-left: 20px;">高 木 俊 輔 (長 浜 ・ 管 運)</p>	<p>◎法人課税2部門</p> <p>統 括 官 宮 武 良 次</p> <p>上 席 下 西 誠</p> <p style="padding-left: 20px;">〃 杉 原 宗 史 朗</p> <p style="padding-left: 20px;">〃 大 屋 弘 次</p> <p style="padding-left: 20px;">池 内 直 貴</p>
<p>◎管理運営・徴収部門</p> <p>統 括 官 山 本 ひ ろ み (吹 田)</p> <p>上 席 小 堀 淳 一</p> <p style="padding-left: 20px;">〃 林 幸 男</p> <p>徴 収 官 片 岡 修</p> <p style="padding-left: 20px;">塩 見 勇 太</p>	<p>※ () 内は、前勤務地等を記載しております。</p>	



青年部会・女性部会だより 長浜なつまつりでのe-Tax PR活動



ながはま御坊表参道商店街や長浜商工会議所のご協力を得て、去る7月29日、「長浜なつまつり」で「e-Tax広報活動」が行われました。

これは公益社団法人長浜納税協会の「湖北e-Tax推進委員会」が中心となり、e-Taxの普及・拡大を目的に開催しているもので、税金クイズコーナーなどが設けられ、多数の配付物などが用意されました。青年部会員や女性部会員らの奮闘により好評のうちに幕を閉じました。



納税協会からのお知らせ 今後の主な説明会など

説明会	会場	開催日時
決算期別法人税法等説明会	長浜商工会議所 中ホール	平成29年10月3日(火) 13:30~
改正法人税法等説明会	長浜文化芸術会館	平成29年10月24日(火) 13:30~
平成29年分 年末調整説明会 (「消費税軽減税率制度の概要」 同時説明予定)	長浜文化芸術会館	平成29年11月20日(月) 13:30~
平成29年分 年末調整説明会 (「消費税軽減税率制度の概要」 同時説明予定)	木之本 スティックホール	平成29年11月21日(火) 13:30~
平成29年分 年末調整説明会 (「消費税軽減税率制度の概要」 同時説明予定)	滋賀県立文化産業 交流会館小劇場	平成29年11月28日(火) 13:30~

法人部会 東浅井支部長に中川氏

平成29年6月27日、これまで東浅井支部長としてご尽力いただきました、鳥塚五十三氏が支部長を退任され、新任の東浅井支部長に中川嘉隆氏が就任されました。

新支部長のもと、今後ますます東浅井支部の活性化を図ってまいります。



納税資金をあらかじめ備蓄し、必ず期限内納付しましょう!!

8月は個人事業税の納期限です。

納税義務者および税率

納税義務者: 県内に事務所・事業所を有する個人事業主 税率: 業種により3%から5%

税額の計算

税務署に提出された所得税の確定申告などにより、前年中の事業所得や一定規模以上の不動産所得に対して課税されます。
なお、個人事業税においては、所得税の青色申告特別控除は適用されません。

$$\begin{array}{c}
 \text{(課 税 標 準 額)} \quad \times 1 \\
 \boxed{\text{所得金額}} + \boxed{\text{青色申告特別控除額}} - \boxed{\text{損失の繰越控除額等}} - \boxed{\text{事業主控除額}} \quad \times \quad \boxed{\text{税率}} \quad = \quad \boxed{\text{税額}} \\
 \text{(事業所得・不動産所得)}
 \end{array}$$

※1 事業主控除額は290万円です。ただし、事業を行った期間が1年に満たない場合は、月割りにより計算します。

※2 業種により3%から5%の税率が適用されます

納 期

○第1期分納付期限 8月31日(木)

○第2期分納付期限 11月30日(木)

ただし、納付税額が1万円以下の方は、第1期に一括納付となります。
また、所得税の修正・更正分等については随時納税(一括納付)となります。

お問い合わせ先

滋賀県東北部県税事務所

(TEL 0749-65-6607)

納税は口座振替で

納税には便利で安全確実な口座振替制度がありますので是非ご利用下さい。

新制度の普及を促進
 広げよう
 納税協会の輪

就業障がい状態によるリタイアリスクから 会社と家族をまもります

総合型V Tタイプ

(大同生命の定期保険+AIUのベーシック傷害保険)

無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動型)

AIUのベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。

DaiDO 大同生命保険株式会社

滋賀営業部/滋賀県草津市西大路町4-32
 (クサツエストピアプラザ5F) TEL 077-563-8920



AIU AIU損害保険株式会社

京都営業支店/京都府京都市下京区五条通大宮南門前町480
 (富士火災京都ビル8F) TEL 075-284-0030